

産業労働部

産業観光委員会

【所管関係資料】

6月6日提出

令和7年第1回定例会（6月議会） 産業観光委員会・分科会 提出資料

令和7年6月6日
産業労働部

【所管事項関連】

クリーンエネルギー 産業振興課	陸上風力発電所の調査結果について.....	3
--------------------	-----------------------	---

陸上風力発電所の調査結果について

クリーンエネルギー産業振興課

1 調査の内容

新屋浜風力発電所におけるブレード落下事故を受け、関係市町と連携し、県内の陸上風力発電所（74発電所）の状況について調査を行った。

2 結果の概要

(1) 地権者（占用許可権者を含む）※重複回答

地権者(所管官庁)	発電所数	備 考
国	9	県又は市町50
県	27	
市町	31	
民有地	45	

(2) 最寄りの民家等までのおおよその距離

おおよその距離	発電所数	備 考
～200m	0	
201～300m	2	最短230m
301～400m	3	
401m～	68	

※リプレース中（配置変更予定）の発電所を除く。

(3) 付近の状況 ※重複回答

状 況	発電所数
民家がある	0
公園や浜辺などで、日々、徒歩や自転車等での不特定多数の人の往来がある	10
交通量の多い国道や県道がある	18

※タワーからの距離が、ブレードの長さの4倍となる範囲までの状況を調査

3 今後の対応

風力発電設備の安全基準に関する見直し等を実施するよう国に要望するとともに、関係する市や町、事業者と連絡会議を開催するなど、県民の不安払拭に向けて取り組んでいく。

【 参 考 】

1 発電所の概要

発電所名	新屋浜風力発電所
事業会社	さくら風力株式会社
所在地	秋田市新屋町
運転開始時期	平成21（2009）年11月
風力発電機型式	E-82、エネルコン社製（ドイツ）
定格出力	1,990kW
ハブ高さ	約78m（支柱の高さ）
ローター直径	約82m（回転する羽根の直径）

2 事故後の県の対応

（１）事業者への要請・注意喚起

- ・新屋浜風力発電所を運営する事業者
安全確保対策の実施と事故原因の究明を要請
- ・県内の風力発電事業者（58者）
適切な保守管理に努めるよう注意喚起

（２）県有地の立ち入り制限

- ・事故機と同型の風車が設置されている一部県有地の立ち入りを制限（3箇所）

（３）関係市町と連携した現状確認

- ・県内の風力発電所が所在する市及び町と連携し、付近の状況（民家、道路等）を確認
- ・風力発電に係る地域共生事業検討会議を開催し、上記調査を依頼するとともに意見交換を実施

3 立ち入り制限について

- ・制限を行った発電所：能代港第一風力発電所、能代港第二風力発電所、本荘港風力発電所
- ・制限期間：メンテナンス事業者による緊急点検が終了するまで
（日程等については、メンテナンス事業者が発電事業者と個別に調整）